令和4年度第2回小金井市地域福祉推進委員会次第

日	時	令和4年11月11日(金)
		午後1時30分から
場	所	市役所第二庁舎8階 801会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 保健福祉総合計画策定概要について
- (2) アンケート調査票について
- (3) その他

3 配布資料

1)	小金井市保健福祉総合計画策定概要	資料1
2)	アンケート調査票について	資料2
3)	アンケート調査票【調査1】及び【調査12】	資料3
4)	前回アンケート調査票及び結果報告書	資料4
5)	小金井市再犯防止推進計画の策定について	資料5
6)	意見・提案シート	資料6

小金井市保健福祉総合計画策定概要

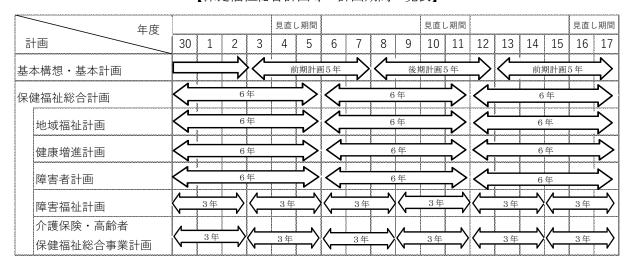
1 現「第2期小金井市保健福祉総合計画」について

現計画は平成29年6月の社会福祉法改正の趣旨を鑑み、地域福祉計画を本市の保 健福祉に係る各計画に共通する基本的な視点や理念を示す上位計画と位置づけ、平成 30年3月に策定された計画です。現計画は「小金井市子ども・子育て支援事業計画」 における基本的な視点や理念を示す計画としても位置付けています。

現計画「第2期小金井市保健福祉総合計画」の名称は、地域福祉計画、健康増進計画(第2次)、障害者計画・第5期障害福祉計画、第7期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画を1冊に綴じた計画書の名称として位置付けています。

2 策定の方針について

「第5期障害福祉計画」、「第7期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画」は一度 見直しを行い、計画最終年度が令和5年度となっています。計画期間を揃えて包括的 な福祉行政を推進するため、令和6年度から11年度までの6年間を期間とする計画 として、新たに計画を作りなおします。



【保健福祉総合計画等 計画期間一覧表】

3 基本構想・基本計画との整合性について

障害福祉計画(障害児福祉計画を含む)及び介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画(以下「介護保険計画」といいます。)の計画期間が3年間と法的に定められていることから、福祉分野の各計画を総合的に取りまとめ、福祉の包括的な推進を図ることを目的とする保健福祉総合計画についても、障害福祉計画及び介護保険計画の計画期間と期間を合わせることといたします。

そのため、基本構想・基本計画の策定と数年の差が生じる期間が発生しますが、基本構想・基本計画が策定された時点で、保健福祉総合計画の内容も再検討するなど、 上位計画と齟齬が生じないよう配慮することとします。

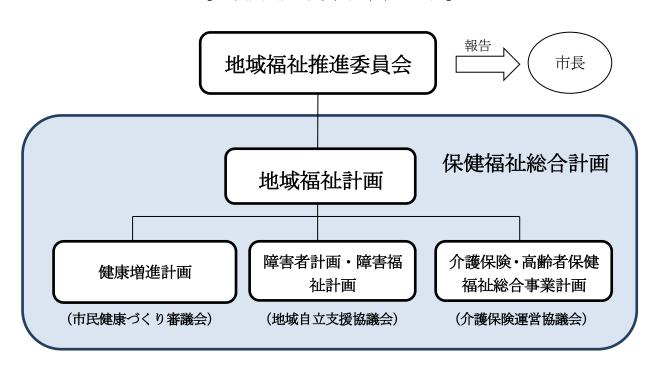
4 策定における検討課題

- (1) 再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年12月法第104号)第8条に基づく小金井市再犯防止推進計画の策定(地域福祉計画に包含します。)
 - ※詳細は資料5「小金井市再犯防止推進計画の策定について」参照
- (2) 小金井市成年後見制度利用促進基本計画(令和3年度策定、令和3年度から令和7年度まで)を地域福祉計画と一体のものとして位置付け
- (3) 地域共生社会の実現・包括的な相談支援体制の構築(重層的支援体制の整備)
- (4) 第5次基本構想の取組方針「誰もがいきいきと暮らすことができるまち」の実現 に向けた施策の具現化

5 地域福祉推進委員会について

計画策定にあたっては、広く一般市民、学識経験者及び保健・医療・福祉関係者の意見を反映するため、市長の諮問機関である地域福祉推進委員会において審議します。 主に上位計画である地域福祉計画について審議し、保健福祉総合計画の各計画については、地域自立支援協議会、介護保険運営協議会及び市民健康づくり審議会において協議し、地域福祉推進委員会に報告します。

【地域福祉推進委員会の位置づけ図】



6 策定スケジュールについて

令和4年度に市民ニーズを広く把握するためアンケート調査を実施、結果を分析し、 令和5年度に国・都の政策方針等を反映した計画見直しを行います。

※別紙 詳細スケジュール参照

予定時期		実施内容	
令和4年度	下旬	アンケート調査実施、結果の分析 アンケート調査報告書作成	
	上旬	国・都の福祉政策動向整理、現行計画の評価	
令和5年度	中旬	計画素案作成	
	下旬	市民説明会、パブリックコメント、計画策定	

7 アンケート調査スケジュールについて

予定時期	実施内容	
令和4年12月15日	調査票を発送	
令和5年1月10日	調査回答締切 (返信用封筒は料金受取人払い)	
令和5年1月末	調査結果集計	
令和5年2月中	調査報告書素案作成	
令和5年3月初旬~中旬	調査報告書素案を地域福祉推進委員会へ提示	
令和5年3月末	調査報告書完成	

8 アンケート対象者について(地域福祉計画部分)

調査名	対象者の抽出条件
一般市民調査	・各種障害手帳所持者等ではない・介護保険の要支援・要介護認定者ではない・介護保険サービス未利用者調査の対象ではない・18歳以上の市内在住者・住民基本台帳から無作為抽出
担い手調査	こがねい市民活動団体リスト登録団体

アンケート調査票について

1 目的

アンケート調査により市民の生活実態や地域の福祉に対する意識や意見を把握し、保 健福祉総合計画を改定する際の基礎資料とすることを目的とします。

2 調査方法

郵送配付、郵送回収及びインターネット回答

3 調査時期

令和4年12月15日(木)から令和5年1月10日(火)まで

4 調査票の概要

地域福祉計画に関連する調査は「5調査一覧」のうち、「調査1:一般市民調査」及び 「調査12:担い手調査」です。

アンケート調査項目については経年比較を行うため、原則、前回と同様の設問を設定 していますが、以下について変更または新規項目の追加を検討しています。

- (1) ひきこもり支援、ヤングケアラー支援に関する項目
- (2) 新型コロナウイルス感染症に伴う地域のつながり等の変化の把握
- (3) 成年後見制度利用促進に関する項目
- (4) 再犯防止推進計画に関する項目
- (5) 関係機関の連携強化、包括的な相談支援体制の充実に関する項目(担い手調査)

5 調査一覧

裏面のとおり

6 新規・変更項目一覧

別紙のとおり

5 調査一覧 地域福祉計画の所管調査は調査1及び調査12になります。

調査名		対象者	サンプル数
調査1	地域福祉に関する一般市民調査	一般市民(市内在住の 18 歳以上の市 民) ※住民基本台帳無作為抽出	1,700人
調査12	地域福祉に関する担い手調査	担い手(市民活動団体、NPO等)	100 団体
調査2	障がいのある方等への調査	各種障害者手帳保持者 難病医療対象者 小児慢性特定疾病対象者 自立支援医療(精神通院医療)対象者	6,500人
調査3-1 調査3-2	障害者関係団体調査	関係団体事業所	30 団体
調査4	障がい者施策に関する一般市民調 査	一般市民(市内在住の 18 歳以上の市 民) ※住民基本台帳無作為抽出	2,000 人
調査5	介護予防・日常生活圏域ニーズ調 査	自立・要支援認定者	1,800人
調査6	在宅介護実態調査	要支援要介護認定の更新申請・区分変 更申請者	1,000人
調査7	介護保険サービス利用意向調査	要介護認定者	1,000人
調査8	施設サービス利用者調査	介護保険施設サービスを利用する第 1号被保険者	200人
調査9	介護保険サービス提供事業者調査	居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅介護・介護予防事業所、施設サービス事業所	160人
調査10	ケアマネージャー調査	居宅介護支援事業所に在籍するケア マネージャー	100人
調査11	健康増進計画に関する一般市民調 査	一般市民(市内在住の 18 歳以上の市 民) ※住民基本台帳無作為抽出	2,000 人

)

新規•変更項目一覧

以下について前回のアンケート調査票から変更又は新規項目の追加をしています。

<調査1:一般市民アンケート>

【新規】(問14-15の間)目的:地域のひきこもり、ケアラーの状況を把握する 問 ご家族で成人していて(学生は除く)働いていない(所得のない)ご家族はいらっしゃいますか。(1つに つ)

1 いる (歳) 2 いない

問●で「1 いる」を選んだ人におたずねします。

問●-1 そのような状態になっている要因は何ですか。(いくつでも \bigcirc)

- 1 疾病(精神的なもの)
- 1 /C/P1 (461770) & 0 0 / /
- 3 失業・退職5 就職の失敗
- 7 学校や職場になじめず
- 9 その他(
- 10 わからない

- 2 疾病 (けが等)
- 4 不登校
- 6 性格的なもの
- 8 事故や犯罪被害
- 問● 「ひきこもりに関する支援策として必要と思われるものは何ですか。(いくつでも○)
 - 1 ひきこもりに関して、地域住民への正しい理解と知識の普及
 - 2 家族の方への支援
 - 3 家族同士が気軽に集まり、何でも話せる居場所
 - 4 継続的な訪問支援
 - 5 ひきこもりの人の自立に向けた生活訓練や社会復帰訓練ができる場所の充実
 - 6 不登校の子どもへの支援の充実
 - 7 関係機関同士の情報の共有や連携の強化
 - 8その他(
- 問● 家族にケアを要する人がおり、大人が担うようなケア(家事や家族の世話、介護等)の責任を引き受けている 18 歳未満の子どもを「ヤングケアラー」と言います。 ヤングケアラーを支援するために、必要だと思うことはどのようなことですか。(いくつでも○)

- 1 本人の抱えている状況について相談できる場所
 2 家族の介護・介助の内容について相談できる場所
 3 家族の病気や障害、ケアのことなどについてわかりやすく説明する場所
 4 介護・介助のすべてをケアラーに代わって行うサービスの紹介
 5 介護・介助の一部をケアラーに代わって行うサービスの紹介
 6 進路や就職など将来について相談できる場所
 7 学校の勉強や受験勉強など学習のサポート
 8 家庭への経済的な支援
 9 その他(
 10 特にない
 11 わからない
- 【削除検討】※重複部分がある→問11の選択肢を検討して対処

問 11 あなたが日常生活の中で不安や課題と感じていることはありますか。(3つまで○)

1 家族の介護に関すること	
2 子育てに関すること	
3 教育に関すること	
4 仕事に関すること (失業問題等も含む)	
5 経済的なこと	
6 生きがいづくりや社会参加に関すること	
7 生涯学習に関すること	
8 健康に関すること	
9 ごみの問題等、生活環境の保全に関するこ	<u> </u>
10 犯罪・治安に関すること	
11 災害時の備えに関すること	
12 その他()
13 特にない	

問17 あなたはご自身の将来に関して、以下のことに不安を感じていますか。

 $((1) \sim (4) \text{ context} 1 \text{ oco})$

- (1) 健康に過ごせるかどうか
- (2) 生きがいを感じる生活ができるかどうか
- (3) 経済的に困らない生活ができるかどうか
- (4) 地域や社会から孤立しないかどうか

不安がある 少し不安がある あまり不安はない 不安はない

 $1 \qquad \qquad 2 \qquad \qquad 3 \qquad \qquad 4$

【新規】目的:新型コロナウイルス感染症に伴う、地域のつながり等の変化の把握 問● 新型コロナウイルス感染症の流行を受けて、あなたの行動や意識に変化はあり ましたか。(いくつでも○)

- 1 外出しなくなった 5 健康に気を付けるようになった
- 2 人と会わなくなった 6 人とのつながりの大切さを知ることができた
- 3 人や物に触るのが怖くなった 7 その他(
- 4 不安になることが多くなった 8 特にない

【新規】目的:成年後見制度の認知、利用促進に向けた課題の把握

- 問● あなたは、「日常生活自立支援事業・成年後見人制度(認知症や障がいのある方 等が地域で自立した生活を送れるように福祉サービスの利用手続きや生活費の管理 及び財産管理等を行なう制度)」をご存知ですか。(1つに〇)
- 1 内容までよく知っている 3 聞いたことはあるが、内容は知らない
- 2 内容を少し知っている 4 知らない
- 問● 成年後見制度の利用促進に向けての課題は何だと思いますか。(いくつでも○)
 - 1 制度に関する十分な知識がない
 - 2 誰に相談して良いか分からない
 - 3 本人や家族、親族等の理解が得られない
 - 4 申立費用や後見報酬などの費用がかかる
 - 5 内容や手続きが煩雑である
 - 6 適当な後見人候補が見つからない
 - 7 その他(

)

- 8 特にない
- 9 わからない
- 【新規】目的:市再犯防止推進計画策定を受けて
- G. 再犯防止支援についておたずねします。
- 問● 犯罪をした人が孤立することなく社会に復帰し、犯罪や非行を繰り返すことを 防ぐため、平成28年に再犯の防止等の推進に関する法律(再犯防止推進法)が施行 されました。あなたは、このことを知っていますか。(1つに〇)
- 1 内容までよく知っている 3 聞いたことはあるが、内容は知らない
- 2 内容を少し知っている 4 知らない
- 問● 罪を犯した人が地域に戻る場合、その人に対してどのような支援が必要だと思 いますか。(いくつでも○)
- 1 住まいの確保
- 2 経済的支援

- 3 就労支援 4 地域住民の理解・関わり 5 罪を犯した人に対する支援ネットワーク (病院・学校・福祉施設や民間団体等) 6 保健医療・福祉サービスの利用 7 その他()
- 8 特にない
- 9 わからない

<調査12:担い手アンケート>

【新規】目的:複雑化する地域課題に対して関係機関の連携強化が求められるなかで、 連携団体の意向を把握する。

問8 他団体との交流や協力関係は、どのような状況ですか。(いくつでも○)

- 1 活動や業務を一緒に行っている
- 6 イベントを共催している
- 2 定期的に協議している
- 7 行政などに提案活動を行っている
- 3 資金を出し合って活動や業務を行っている 8 事務所や活動の場所を共有している
- 4 人事交流をしている
- 9 その他(
- 5 広報活動を一緒に行っている 10 協力し合っている団体はない

問8で「10協力し合っている団体はない」と回答した団体にお聞きします。

問● 今後、交流や協力関係を持ちたいグループはありますか。(いくつでも○)

- 1 行政
- 2 町会・自治会
- 3 NPO法人
- 4 ボランティア団体
- 5 民生委員・児童委員
- 6 保育園、幼稚園等の保護者会・PTA
- 7 老人会・老人クラブ
- 8 障がい者当事者会・家族会
- 9 社会福祉協議会
- 10 高齢者福祉施設
- 11 地域包括支援センター
- 12 障がい者福祉施設

- 13 児童福祉施設
- 14 自立相談サポートセンター
- 15 青少年健全育成地区委員会
- 16 病院・医療施設
- 17 保育園·幼稚園
- 18 小学校・中学校
- 19 高校・大学
- 20 消防団・自主防災組織
- 21 企業·商店
- 22 その他(
- 23 特にない

問12 貴団体の活動上の課題を解決するためにどのような支援が必要ですか。(いくっでも○)

$\overline{}$				
1	資金援助	6	場所の提供	
2	専門家からのアドバイス	7	人材(職員、スタッフ)の紹介	
3	研修の機会の提供	8	その他()
4	情報提供	9	活動上の課題はない	
5	他団体とのコーディネート			
l				

【代替え案】目的:具体的な選択肢の提示

問12の代替え案

- 1. 活動・業務の担い手となる人材の育成 7. 地域情報の提供
- 2. 活動・業務の場所の確保に関する支援 8. 情報発信に関する支援
- 3. 活動費・事業費などの経済的な支援 9. 活動・業務について相談できる機会の充実
- 4. 団体や組織間の連携支援 10. 住民への地域福祉に関する意識の啓発
- 5. 先進的な活動・業務事例の紹介 11. その他()
- 6. 専門性を持った人材や団体の紹介 12. 特にない

【新規】目的:市民の多様化する地域課題に対する包括的な相談支援体制の充実に向け、支援者側から見た課題を把握する

問● 小金井市では、の相談窓口や社会福祉協議会、地域の民生委員・児童委員、地域包括支援センター等において福祉相談に対応しています。貴団体では、現在の相談支援体制は十分だと思いますか。【○は1つだけ】

- 1. 十分だと思う \rightarrow (問 \bigcirc へ) 3. わからない \rightarrow (問 \bigcirc へ)
- 2. 足りないと思う

「問● 問●で「2」に○をつけた方にお伺いします。

間●-1 どのようなことが足りないと思いますか。【○はあてはまるものすべて】

- 1. 気軽に相談できる場所がない 4. 専門的に相談できる場所がない
- 2. 近くに相談できる場所がない 5. どこに相談したらよいかわからない
- 3. 総合的に相談できる場所がない 6. その他 ()

小金井市再犯防止推進計画の策定について

1 策定の根拠

再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号、以下「再犯防止推進法」という。)第8条の規定に基づき策定する。

第8条(地方再犯防止推進計画)

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 策定の背景

犯罪をした人や非行のある少年は、矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所等)に入所し改善更生のための訓練等をして、やがて社会に戻ってきます。また、矯正施設に入所しない場合には、社会での生活を継続します。その中には、さまざまな理由から再び犯罪や非行を繰り返すケースも少なくありません。刑法犯で検挙される人の数は、全体では減少傾向にあり、特に初めて検挙される「初犯者」は大きく減っていますが、「再犯者」はあまり減っていません。刑法犯検挙人員全体に占める再犯者の割合は、上昇傾向にあります。令和元年には49.1%と約5割にのぼっています。

法務省が行った受刑者へのアンケート調査によると、「もう二度と犯罪はしない」と回答した人は84.9%というように、ほとんどの受刑者は、出所にあたり立ち直りを決意しています。ところが、出所しても「住むところがない、仕事がない」「高齢である、障害がある」「薬物依存の誘惑に負けてしまう」「孤独、相談相手がいない」といった"生きづらさ"がハードルとなり、これを乗り越えられずに再犯や再非行を繰り返してしまう人が少なくないのです。

逆説的に考えると、こうした"生きづらさ"に着目し、地域社会において適切な支援 を受けられる仕組みを構築することができれば、再犯のリスクは低くなるといえます。

3 地域福祉計画に内包する目的

再犯を防ぐためには、本人の努力はもちろん重要ですが、それだけではなく、地域社会や関係機関が連携し、就労や住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用につなぐなど、周囲からの支援が必要になります。

こうした背景を踏まえ、再犯防止推進法が公布・施行され、平成29年12月に「再 犯防止推進計画」が閣議決定されました。また、都でも令和元年7月、「東京都再犯防止 推進計画」を策定しました。

本市においても、これらの趣旨を勘案し福祉的支援の観点から「小金井市再犯防止推進計画」を策定し地域福祉計画に包含します。